

環境政治学構築にむけての覚え書き

Memorandum for Environmental Politics

松尾 真

MATSUO Makoto

1. 環境問題と政治学

環境問題の重要性については、いまさら言を重ねる必要はない。いま、強調すべきことは、経済不況の深刻化の中で、環境問題への対応が経済、社会活動の現実場面から後景化するという事実である。

97年の後半、地球温暖化防止条約第3回締約国会議（京都会議）が日本で開催されたため、日本では地球温暖化問題が新聞紙面を賑わすことが多かった。本当に温暖化を防止するという観点からは不十分なものとどまったとはいえ、会議では日本、アメリカ、EUがそれぞれ温室効果ガスの排出量を1990年比で6%、7%、8%削減することを取り決めた議定書が採択された。この議定書の発効には各国の批准が必要であるが、温室効果ガスの二酸化炭素の最大排出国であるアメリカの議会が批准を拒否しており、京都会議の地平の現実化にはまだまだ紆余曲折が予想される。また、各国が排出削減を現実のものとするために、具体的にどのような処置を講ずるのかも、今後の課題である。

日本の場合、98年秋の国会で地球温暖化防止法案が成立したが、その内容は、議定書に定められた日本の6%の削減義務を達成するに十分なものではない。温暖化防止策の本格的策定にむかって、今こそ論議が深められなければならない時なのである。

だが、日本、さらに世界の政治論議の焦点はそこにはない。京都会議の時期とほぼ重なる97年秋に北海道拓銀、山一証券の破綻として顕在化した日本の金融システムの危機は98年に入って一段と深刻化し、97年夏以降のアジア経済危機、98年夏のロシア金融崩壊と重なって、出口のない日本経済危機、世界同時金融不安の暗雲が垂れ込めている。国会論議の焦点は金融・経済問題であり、温暖化防止法の論議は完全に霞んでしまった。マスコミも温暖化問題を取り上げることはほとんどない（例外的に、ダイオキシン汚染、環境ホルモン問題の報道は多いが、これとても、温暖化問題と同様、一時的ブーム的な色が濃く、経済危機の深刻化に伴う環境問題の後景化という基本的傾向を覆すものとはいえないだろう）。

このように、環境問題が経済危機の深刻化の前に後景化されていくという事態は、今回が初

めてではない。じつは、1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）は環境問題をテーマとする初めての国際会議として注目を浴び、ここに国際社会としての環境問題への取り組みが開始されたのであるが、1973、74年の石油危機 - 世界経済不況によって、各国は環境問題どころではないという状況になった。また、1980年代末、環境問題の地球環境問題化が大きくクローズ・アップされ、冷戦の終焉と合わさって、地球環境問題が国際政治の重要テーマとして浮上した。1992年の環境と開発に関する国連会議（いわゆる地球サミット）は、そうした動きの一つの頂点であった。地球サミットでは、地球環境問題に対処していくための今後の指針として、リオ宣言とアジェンダ21が採択され、また地球温暖化防止条約と生物多様性条約が調印された。地球サミットでの論議の内容と取り決めについては、様々な限界点も指摘されるが、地球環境問題への取り組みの一つのターニング・ポイントを形成したことは間違いないであろう。だが、やはり、地球サミット直後からアメリカを除く世界各国が経済不況に襲われ、地球環境問題は国際政治の舞台から急速に後景化していったといわざるをえない⁽¹⁾。

ストックホルムとリオの二つの環境サミット、そして温暖化防止条約の締結、締約国会議での議定書調印は、たしかに環境問題での前進ではあるが、経済危機の深刻化の前に環境問題が後景化されてしまうというパターンは、われわれの直面する環境問題の本質を逆に鋭く照らし出しているといえるのではないだろうか。

その点をさらに鋭角的に突き出しているのが、98年後半に打ち出された景気対策の中味である。財政出動による景気のコトコトの柱として、膨大な公共投資が計画されている。しかも、その大半が従来型の公共事業、いわゆる「ハコモノ」投資である。ダムや河口堰の建設、干潟の干拓など、自然破壊の元凶とされる公共投資を、景気対策のためにさらに追加しようというのである。ここには、少なくとも二つの問題がある。一つは、それが直接的に自然破壊を引き起こすことである。二つは、景気回復 - 経済成長なしにはやっていけないという現代の経済システムの問題性である。自然からの資源の収奪、自然破壊を不可避に伴う経済成長の追求こそ、今日の環境問題の核心にある問題である。その意味で、経済危機の深刻化による環境問題の後景化は、単に後景化にとどまらず、環境問題の一層の深刻化を引き起こすのである。

まさに、社会経済システムの根本的転換が迫られているのであり、そこにおいて、政治と政治学の果たすべき役割は非常に大きいといわねばならないのである。

環境問題に対応する方策としては、従来の汚染物質の出口での規制措置（いわゆる end of pipe）に加えて、市場の力を使う方法として排出権取引や炭素税に代表される環境税などが提起されている。とくに炭素税 - 環境税は、先行実施されている北欧諸国の実例を見ても、化石燃料の大量消費という生産・生活様式に一定の変化をもたらす効果を有しているようである⁽²⁾。しかし、上記した社会経済システムの根本的転換を全面的にもたらすものではないだろうし、

さらに現実の問題として、アメリカや西欧主要諸国、日本など、化石燃料を最も大量に消費している国々は、国際競争力の維持を理由に導入に消極的である。炭素税 - 環境税の問題は、単なる経済問題にはとどまらず、政治的意思形成と決断を要するのである。

経済学の分野では、こうした環境税など環境問題に対処する市場的方法を研究、政策提起する環境経済学が一個の学問分野として確立され、活発な議論が展開されている。しかし、上に見たように、環境問題をめぐる経済政策は単に経済政策の問題にとどまらない。政治的意思形成が決定的な重要性をもつのだが、経済成長の追求を最大の使命としてきた従来の政治システムの単純な延長線上では、その政治的意思形成は困難である。政治の基本的課題を何におくのか、政治システムの主体、基本アクターは誰なのか、政治的意思決定のメカニズム、基本制度はどのようなものでなければならないか。こうしたことが、当然にも、問題となる。そこで、こうした問題に答えることが政治学に求められるのだが、少なくとも日本においては環境政治学という分野は未確立である。人文・社会科学分野では、環境経済学の他に、環境倫理学、環境社会学が形成されており、法学の分野でも、環境法関係の理論的・実証的研究は進んでいるが、政治学の環境問題への取り組みは圧倒的に立ち遅れているのである。立ち遅れの原因そのものについても、次節で見ると、必ずしも明確ではないが、ともかく、政治学の環境問題への取り組み、環境政治学の構築は緊急の課題になっているといわねばならない。本稿は、そうした問題意識にたって、環境政治学の構築にむけての試みの第一歩として、筆者の問題意識の一端を覚え書き的に提起しようとするものである。筆者自身、こうした問題意識をもつ研究の緒についたばかりであり、未だ、体系だった議論とは到底なっていないが、今後の議論のきっかけとなれば幸いである。

2. 日本の政治学の環境問題への立ち遅れ

賀来健輔は、日本の政治学における環境問題への取り組みの立ち遅れについて、「欧米を始めとする諸外国では、既に『環境政治学』や『緑の政治学』といった『環境政治』を主題とする政治学の一分野が興隆をみており、そのことからこれは、極めて特殊日本的な状況である」⁹⁾と述べている。欧米などでの環境政治学がどの程度まで共通の枠組みをもった一つの体系的な学として確立されているのかについては、それ自体、十分な検討を要する問題であるが、ひとまず日本の政治学の環境問題への取り組みの立ち遅れが特殊日本的な状況であるという賀来の指摘には同感である。

日本の政治学のこうした現状を問題として指摘したのは、賀来も指摘しているように、石田雄であった。石田は1984年に出版された『日本の社会科学』¹⁰⁾という書物で、日本の政治学者

の環境問題についての無関心を指摘したのであった。それから10数年を経て、なお現状に根本的な変化は生じていないのであるが、日本の政治学が環境問題に取り組んでこなかった原因はどこにあるのだろうか。

石田は、「環境問題と政治学」と題した論文⁶⁾で、その点を考究している。

石田は、まず、「環境問題に対する政治学的接近の発展を遅らせる一要因」について、次のように述べている。

環境問題に関する最も困難な矛盾は、本質的に transnationalな (国境をこえた)環境問題に対して、本来的に nationalな (主権国家の)又は internationalな (主権国家間の)政治がその解決に当たらなければならない点にある。……

国境の有無をめぐる政治と環境問題との根本的矛盾のひきおこす困難は、環境問題と政治をめぐるもう一つの矛盾によって倍加される。……地球全体に責任を持つ世界政府がない今日においては、環境破壊を規制するためには国家権力の作用に期待するほかはないが、主権国家の政治は選挙という短期的目標、選挙区の利益という狭い関心に規定され、環境破壊を規制する役割になじまない。それだけではなく、主権国家の政治は、短期的・特殊地域的関心から環境破壊を敢てしても経済発展を続け、あるいは促進するということにもなる。

……

このように、政治と環境問題との間には極めて重大な二重の矛盾がある。この矛盾の困難性が環境問題に対する政治学的接近の発展をおくらせる一要因でもあろう。⁶⁾

地球環境問題はまさに国家主権の問題に突き当たるのであり、環境政治学を確立しようとする場合、主権国家システムを前提としている従来の国際政治学、国際関係論の基本的枠組みそのものの見直し、脱構築が必要となる。また、主権国家の政治が環境破壊を規制する役割になじまない側面をもつばかりか、環境破壊を促進する側面をすら有するという石田の指摘はそのとおりであり、主権国家を基本的枠組みを前提とする近代政治システムそのものと既存政治学の再検討が必要なのである。筆者はまさしくその点に環境政治学構築の課題があると考えているのであるが、その点については次節で詳しく述べたい。ここで、とりあえず確認すべきは、こうした環境問題への政治学的接近をめぐる困難は決して特殊日本の問題ではないということである。石田も、そのことは認識しており、特殊日本的な問題の所在の究明へと、議論をすすめている。

石田が指摘するのは二点である。第一点は、日本の社会科学の特殊性である。すなわち、日本の社会科学には社会的現実に関心を払うより『社会科学』学として欧米の理論の輸入・紹介に努めるという一般的傾向があったが、この傾向が政治学においては次に述べる事情によって、とりわけ強く示されたと考えられる。……戦前の政治状況が日本の政治的現実に関する自

由な分析をゆるさなかった。……戦後…も、戦前からの惰性として現実政治の分析を学問的業績と認めない傾向は残った」⁽⁷⁾ということである。現実政治の分析を学問的業績と認めない傾向そのものは、現在では克服されているといえようが、それは主として戦後のアメリカ政治学、とくに行動主義的政治学の導入に伴うものであり、環境問題への関心からは程遠いものである。欧米理論の輸入・紹介が主たる仕事という日本の社会科学の根本体質は依然として残存しており、戦後日本政治学の場合、アメリカ政治学の主流への追従の傾向が強く、欧米でも政治学の主流とはけっして言えない環境政治学については、その輸入・紹介すらもが立ち遅れているのである。

石田が指摘する第二点は、国内冷戦の影響が学問の領域にまでも及び、また日本における集団形成の特殊性にも規定され、一度現実政治の分析にかかわると政党・派閥の勢力圏に包摂される危険性があることを研究者が危惧した⁽⁸⁾ということである。

賀来はこの点を重視している。賀来は、環境問題が今日まで悪化の一途を辿っている現実を以てしては、それを研究対象とするならば、その研究成果は半ば必然的に国（政府）の政策、監督責任、態度を問う批判的な内容を伴わざるを得ない」と指摘したうえで、国（政府）に反対した場合、助成や研究費の類の恩恵を授かる機会が減ることなどから、『環境政治』に敢えてコミットするインセンティブが生じにくい⁽⁹⁾、というのである。たしかにそうした側面があることは否めないであろうが、しかし、筆者は、それが決定的な要因であったとは思わない。同様の問題は、たとえば環境経済学などの分野でも少なからず存在する。環境経済学は、その先導者においては、いわゆる公害企業や国・地方自治体の責任、無為無策などを厳しく追及する中でこそ、形成され、発展してきたのではなかったか。そのことを考えれば、政治学者の環境問題への無関心あるいは逃避の原因は、もう少し別のところに求められて然るべきであろう。

筆者は、日本で環境問題への政治学の取り組みが立ち遅れている原因の一つとして、石田の指摘する「国内冷戦の影響」と若干関係するのだが、もう少し別の視点を提起しておきたい。それは、日本の社会科学と政治におけるマルクス主義の影響の大きさという問題である。60年代の公害問題の解決への取り組みにおいて、地域住民運動と地方自治体の果たした役割が大きいことは周知のところであるが、その動きを背後で支えた政治イデオロギー・勢力として、いわゆる戦後革新勢力、したがってマルクス主義が大きな位置を占めたことは間違いないといえよう。いいかえれば、公害問題の原因が主として独占資本主義の問題に求められたのである。あるいは、中央政府の公害対策を超える政策を地方自治体に求めていく場合も、主として自治体の革新自治体化の問題としてとらえられたといえるのではないだろうか。そこには、70年代の西欧に見られる、「新しい社会運動」的様相 - グリーン派の登場は基本的に見られなかった。

そして、また、政治学の分野においても、日本の政治・経済・社会制度に対する批判的研究は主としてマルクス主義の立場に立脚していたのである。

ところが、環境問題への取り組みが環境政治学という新しい学問領域の開拓を必要とする所以は、次節で述べるように、マルクス主義も含めた生産力向上の追求 - 産業主義という立場を根本的に再検討する必要に迫られていることにこそある。その点で興味深いのは、石田が高橋進の論文「環境問題をめぐる西欧の『新しい政治』」⁽¹⁰⁾をとりあげて、論じていることである⁽¹¹⁾。石田の整理するところを援用すれば、「高橋は環境問題をめぐる『新しい政治』をみるに当たって、政治の変化を三つの領域における特徴的なキーワードでとらえようとしている」。整理すると、以下の三領域である。

第1の領域 - 政治文化 「脱物質主義」志向

第2の領域 - 政治運動 「新しい社会運動」

第3の領域 - 政党政治 「政党システム」(左右対立の「古い政治」 環境問題や人種差別問題などの「新しい軸」)

そして、石田は日本においては「脱物質主義」志向の程度が欧米よりも著しく遅れていることを指摘し、日本で「新しい社会運動」の活性化が見られないこと、政党システムの再編が「古い政治」の軸の上での離合集散にとどまっていることの原因も、そこにあると見ているのである。まさに、前節で見たように、景気回復 - 経済成長を至上命令とする社会経済システムの根本的転換が問われているのであり、政治学はその課題に応えるための努力を求められているのである。

3. 環境問題をどうとらえるか

—— 環境政治学の構築への課題

さて、環境問題への日本の政治学の立ち遅れを早急に克服し、環境政治学という分野を確立するための努力を進めていかなければならないのであるが、すぐさま体系的な理論を提出することは、筆者の力量を超えるものである。そこで、ひとまず、環境政治学を構築するうえでの基本的課題、視点を、以下、提起していく。

環境政治学を構築するうえでの第一の課題は、環境問題とは何なのかを明確にすることである。

地球温暖化問題やオゾン層破壊、あるいはいわゆる環境ホルモン問題など、環境問題を構成する事象を挙げ、それを資源枯渇、環境汚染、環境破壊などに類別することで、環境問題を具体的に定義する方法がある。しかし、ここで課題とする環境問題の定義はそういうことではな

い。

ここで明らかにしようとする定義は、環境問題の本質をいかにとらえるのか、に関わるものである。そこで、アンドリュー・ドブソンが環境問題と取り組むグループを「大文字のグリーン (Green)」と「小文字のグリーン (green)」, あるいはエコロジスト (ecologist) と環境主義者 (environmentalist) に二分する方法を提示しているが、それを議論の手がかりとしよう⁽¹²⁾。

ドブソンが「小文字のグリーン」あるいは環境主義者と規定するのは、様々な個別の環境問題に対応する人々、集団である。このグループの本質的特徴は現在の社会経済体制の枠内で環境問題を解決することができると考えている点にある。それに対して、「大文字のグリーン」ないしエコロジストとは、地球温暖化や熱帯雨林の消滅・生物多様性の減少などの環境問題の根源を社会経済体制のうちに探り、その根本的変革を図ろうとする人々、集団を指している。ドブソンは、エコロジズムを保守主義、自由主義、共産主義と相並ぶ独自の政治イデオロギーとしての位置をもつとしている。

本稿はエコロジー政治哲学、政治思想そのものの検討を主眼とするものではないので、ここでドブソンのエコロジズム論をより詳細に論じることはしないが、本稿のテーマとの関係で重要なのは、ドブソンが環境問題を現在の社会経済体制の枠内で解決可能なものと見るか否かという区分を設定していることである。筆者は、環境政治学というものを構築していくうえで、まずこの点が明確にされなくてはならないと考えるのである。

もとより、それは、環境問題あるいは公害問題が問題になりはじめた初期の頃、公害問題は資本主義の問題である。社会主義では公害問題は起こりえない」といわれたような意味で、資本主義か社会主義かという体制選択の問題を提起しようとしているのではない。旧ソ連・東欧諸国がある意味で先進資本主義国以上に凄まじい公害を引き起こしていたことは、今では周知の事実である。また、いわゆるグリーン派の多くが、環境問題を引き起こす要因として産業主義の問題を挙げ、しかもその点では資本主義と社会主義(共産主義)は共通の問題性を有すると指摘するのが一般的である。したがって、ここで「環境問題を現在の社会経済体制の枠内で解決可能なものと見るか否か」というのは、資本主義 社会主義、右 左 という対立図式を念頭においているのではない。

そうではなく、産業革命以降の、人間による自然資源の収奪を基礎とした産業化、工業化によって実現され、今日まで引き継がれている社会経済体制の枠内で、今日の環境問題を解決できると見るのか否か、ということである。

人間は、産業革命以降、化石燃料の大量消費に象徴されるように、自然界には人間の利用に供される資源が無尽蔵に存在し、かつ、人間が自然資源の利用に伴って排出する廃棄物を無限

に吸収（浄化）する能力を自然界が有するかのごとく考えて、産業化、経済発展を追求しつけてきたのである。その結果が、地球温暖化や生物多様性の減少に見られるような生態系、地球という生命維持システムの揺らぎ、崩壊の危機である。今日の環境問題の核心はここにこそあるといわねばならない。それは、オゾン層を破壊するフロン・ガスに替わる代替物質を研究・開発・製造するという技術（テクノロジー）的改良策によっては解決しえないものである。

われわれは、人間を生物界の頂点に位置するものにとらえ、自然界を人間にとって有用な資源を取り出す収奪の対象と見る自然観、人間と自然界の関係のとらえ方そのものを、問題として対象化し、その深さにおいて環境問題を考えていかななくてはならないのである。

環境政治学の構築という視点から、この問題をいまいし考えてみよう。

日本では、先に見たように、いわゆる「緑の党」的勢力の政界進出はないが、欧州では、ドイツでの社会民主党・緑の党連立政権の成立に代表されるように、「緑の党」が国会レベルの議会に進出している事例が多く見られる。それに対応して、保守系政党や社会民主党勢力の「緑」化と呼ばれる現象が80年代から90年代にかけて顕著に見られたのである。英国のサッチャー保守党政権が89年に突如、環境問題の重視を打ち出したことに象徴されるように、既成政党が一斉に環境対策を党の政策綱領に取り込むようになったのである。その主たる内容は先にふれた技術的改良策によって環境問題に対処しようとするものである。つまり、「緑の党」勢力は、その主観的意図はともかく、政治力学的には、既成政党の「緑」化のための圧力集団としての機能を果たしたということである。たしかに、こうした事態をひとつの「前進」ととらえることも可能ではあろう。しかし、今日の環境問題の解決のためには、自然観そのもの、人間と自然界の関係そのものを対象化することが必要だという先に指摘した観点からいえば、これは「緑」派の現存社会経済システムの枠内への吸収であり、環境問題の本質的・根本的解決を困難化するものである。

このように見るとき、環境政治学は、現存社会経済システムの改良（—それは結局は環境破壊の継続に連なる）にとどまらない変革を可能とする枠組みを提起しうるものとして、構築される必要があるのである。

そこで、環境政治学の構築をめざすにあたっての、環境問題への基本的視点を整理しておこう。

第一点は、人間中心主義的な自然観が今日の環境問題を引き起こしている根本的原因だということである。

すなわち、先に述べたことをくりかえすが、人間を生物界の頂点に位置するものにとらえ、自然界を人間にとって有用な資源を取り出す対象と見る自然観、しかも自然界の資源は無限に存在し、かつ人間の産業活動・生活過程の廃棄物、排出物を無限に吸収・浄化する能力を有す

ると見る自然観である。これは、いいかえれば、デカルト以降の近代の自然観そのものを対象化し、批判的にのりこえる立場にたつということである。

しかし、このことは、いわゆるディープ・エコロジーの立場、あるいは無意識物も含めて自然界のすべてのものがそれ自体の内在的権利を有するとする「自然の権利」論の立場に立つということの意味するものではない。ディープ・エコロジー論には学ぶべき点が多々あるが、しかしそれが人間の精神面に重点をおき、社会経済構造に基本的に關心を向けていないことを考えれば、環境政治学の構築の土台とできないことはあきらかであろう。また、「自然の権利」論はそれを純粹に突きつめれば、自然界への働きかけを媒介とする人間の生産活動を基本的に放棄することにつながり、環境問題を引き起こしている社会経済構造の変革への道を閉ざすものになりかねない。

筆者の基本的立場は地球の生態系を全体としてとらえ、生態系、地球の生命維持システムを維持できる社会経済構造への変革をめざすというものである。

第二点は、このような人間と自然の関係の問題は、同時に、人間社会における搾取 - 被搾取、差別 - 被差別の関係の問題と連なっているということである。

環境の汚染や破壊に伴う被害は、グローバルなレベルでいえば、いわゆる第三世界（旧植民地諸国）、とくにその地域の貧困層に集中する。いわゆる南北問題であるが、その歴史的根源は、ヨーロッパに開花した近代文明を絶対視し、文明 - 未開 という対立図式の下で、ヨーロッパ人から見て「未開」の土地を自然界の資源を引き出すべき場と見なし、同時に「文明」を持たない人々に人権を認めず、収奪の対象としてのみとらえたことにある。そこには、人間中心主義的自然観と共通する問題があきらかに読み取れるのである。そして、現代の先進諸国の経済発展が自然からの資源の無限の収奪に基礎をおくものである以上、第二次大戦以降、第三世界諸国の政治的独立は認められたものの、南からの資源の収奪、南北間の富の分配の不公平、北による南の支配という政治経済構造は基本的に維持されるのである。その結果、熱帯雨林の消滅に見られるような南における環境破壊、また砂漠化に見られるような貧困による環境破壊がドラスティックに進展するのである。

いまひとつの問題は、各国社会の内部で見た場合、環境破壊、環境汚染の被害が社会的弱者に集中するという問題である。このことは、日本では60年代の公害問題でつとに指摘された問題であるが、その基本構造は今日においても変わらない。地球温暖化問題や自動車の排気ガスによる大気汚染問題では、たとえば水俣病のような問題とは違って、加害者 - 被害者の構図があきらかではなく、誰もが加害者 - 誰もが被害者 であるといわれることがある。しかし、たとえば、温暖化による海面上昇を考えた場合、水没の危険があるゼロ・メートル地帯に住む人々は相対的に経済的階層の低位に位置する人が多く、その人々は容易には他の土地へ移

転できない。また、自動車排気ガスによる大気汚染の被害者、すなわち交通量の多い幹線道路に面した地域の居住者は、空気のきれいな地域に移転することが経済的に困難な人が多く、また高齢者や子供、女性など社会的弱者に被害は集中しているのである。ここにも、経済効率優先の問題性が見られるのであり、人間中心主義的な自然観、近代的文明観と通底する問題が存在するのである。

4. 環境問題をめぐる政治と NGO の位置づけ — 環境政治学構築への課題

環境政治学を構築するうえでの第二の課題は、市民運動、あるいは NGO を政治の主体として、どのように位置づけるかである。

環境問題の解決に取り組んでいくうえで市民運動や NGO の役割が重要であるとの指摘はしばしば見られるところである。日本国内での公害対策、環境対策への取り組みに関しては、たとえば、石田雄が先に挙げた論文の中で、住民運動が公害問題の解決に果たした役割について、「政府に環境政策をとらせるために、公害被害者の長期にわたる運動が必要であった事例は極めて多い」⁽¹³⁾、政治権力の二つの側面のうち、どちらがより強く現われるかということは、端的にいえば環境破壊に抵抗する市民運動の強さ如何によるところが大きい⁽¹⁴⁾と述べている。

また、いわゆる NGO については、欧米諸国に比して、日本ではかなりの立ち遅れが見られたが、1980年代以降、急速に成長し、環境問題の領域でも、1992年の地球サミットへの取り組みをとおして、環境 NGO の数的増大と NGO 間の連携が進んでいる。とりわけ、97年12月の地球温暖化防止京都会議に向けて、日本全国の様々な NGO を結集したネットワーク「気候フォーラム」が結成され、温暖化ガス排出規制に消極的な日本政府に市民の圧力を加える、市民の温暖化問題への関心を高める、世界の NGO の京都会議への参加の輪を広げる等々の面で、大きな役割を果たした。そうした中で、たしかに、環境問題に取り組むうえで NGO が不可欠のアクターとして評価されるようになってきているのだが、基本的には、既存の政治・社会システムの補完物的なものとしての位置づけにとどまっているといわざるをえない。

また、グローバルなレベルでも、環境問題における NGO の位置づけは高まっている。G・ポーター、J・W・ブラウンの『入門地球環境政治』での議論を一例として挙げることができる。これは第1版が1991年に出版され、1996年に改訂第2版が出された⁽¹⁵⁾。第1版の訳者である信夫隆司をはじめ、地球環境問題をめぐる国際政治学の入門書として推奨する人も多い著作である。ポーターとブラウンは地球環境問題を解決する基本的枠組みを国際レジュームに求める立場にたっており、主権国家を基本アクターとして位置づけているのだが、第2版では、地

球サミットを前後する過程で NGO が果たした役割の高まりを反映して、NGO への言及が量的に飛躍的に増大し、また国際レジュームの形成と実施における NGO の位置づけも高められている。しかし、その位置づけはあくまでも主権国家を基本アクターとする国際政治、国際レジュームにおける補完物の域を越えていない⁽¹⁶⁾。

しかし、こんにちの環境問題の本質、すなわち近代以降の経済・社会システムこそが環境問題を引き起こしていることを考えた場合、その近代経済・社会システムに対応した政治システムの骨格を基本的前提としたうえで、その補完物として市民運動や NGO を位置づけることで、果たして十分であろうか。答えは NO だというのが、本稿の主張である。

いわゆるグリーン派の政治思想の一つの特徴は、脱中央集権主義、ローカルなレベルの住民の政治的イニシアティブの強化を求める点にある。これは、近代の経済発展の追求のために主権国家、国民国家の枠組みが形成、強化されてきたこと、そしてその基本的特質が中央集権主義にあったことに対応している。自然界から大量の資源を引き出し、それと大量の資本、労働力を結合して、大量生産、経済成長を実現していくうえで、中央集権的政治システムが最も有効だったのである。とくに世界戦争の世紀としての 20 世紀において、総力戦体制が形成されたことは、戦争の遂行という狭い意味だけでなく、重化学工業の発展を中心とする経済発展にとって、決定的な意味を持ってきたのである。このことは、先進資本主義国、旧「社会主義国」の双方にいえることである。アメリカにおけるいわゆる軍産複合体の形成がそうであるし、旧ソ連は総力戦国家体制の典型であったといえる。また、戦後日本の高度経済成長がじつは第二次大戦時の総力戦体制を土台としてきたという認識が最近ではかなり一般的になっている。

この近代政治システムの本質的特徴をアクターの側面から考えてみよう。市民革命を通して形成された近代政治システムは三権分立と代議制民主主義を基本的制度としている。主権者は国民であるとされ、「主権者である国民の代表を選ぶ」議会選挙は当初は制限選挙であったが、その後、選挙権拡張運動が展開され、20 世紀後半においては成人男女を有権者とする普通選挙が一般的となった。その意味では「国民主権」が理念的にも、制度的にも貫徹されているといえよう。しかし、同時に他方で、代議制民主主義、議会制民主主義の機能不全が指摘されることも多くなっている。「主権者たる国民の政治意思が議会、政治に反映されない」という不満、批判である。

近代市民革命とそこに至るプロセスでは、たしかに新興ブルジョワ層を中心として、ハーバースのいう公共圏が形成され⁽¹⁷⁾、近代市民層が政治の主人公として登場、活躍したといえる。しかし、大局的にいえば、近代市民革命の勝利、絶対王政の打倒 - 国民主権の確立、議会制民主主義制度の確立は、同時に、市民社会の経済活動への没頭 - 私的領域への後退、公共圏としての市民社会の衰退、政府（行政府だけでなく議会を含む）への政治権力の集中、独占への道

を開いたのである。別のいい方をすれば、近代化、産業化を推し進めていくうえで、「市民」=ブルジョワ層は経済活動に専念し、政治活動は職業政治家に委ねるとというのが、近代において優位にたつ道具的合理性の次元では、合理的であったのである。産業革命期、資本主義の自由主義段階における立法国家（論）は、政府の活動を外交・国防、治安などに限定し、経済の領域は市場の自由に委ねるというものだが、まさに上に述べた、近代化、産業化達成のための道具的合理性を端的に示すものだといえよう。19世紀末から姿を現し、20世紀において普遍化する行政国家化の動きは、政府への政治権力への集中の傾向を覆すものではなく、逆にそれを極限にまで推し進めたものであった。普通選挙権の確立がこの行政国家化と平行して進展するが、それはけっして政治権力の国民への開放を意味するものではなく、行政国家が政治的正統性を確保し、戦争体制や経済成長体制への国民総動員を実現するためのシステムとして活用されたのである。

21世紀を目前にした今日、市民社会（論）が新たに注目を受けるようになっている。その直接の契機は、西欧諸国において70年代以降に顕著になった「新しい社会運動」の興隆、南米諸国などの民主化での市民的勢力の台頭、そしてなによりも89年の東欧民主化革命における草の根市民運動の活躍である。こうした動きをうけて、市民社会の位置づけ、定義をめぐって様々な議論が展開されているが、筆者は別稿において⁽¹⁸⁾、市民社会が21世紀の政治の中心アクターとなるという展望を示しつつ、市民（社会）の定義として、さしあたり次のように提起しておいた。すなわち、

「公共的な問題に関心をもち、国家（政府）に縛られることなく自主的・自律的な公共活動を展開する人びと」⁽¹⁹⁾

現代社会における市民社会 という場合には、……近代市民社会の市民の範疇から排除されてきたような人びとが積極的に加わることによって、市民社会 あるいは 公共圏 の現代的再構築は可能となる。……これまで家庭（私的領域 そのものである）に閉じこめられていた女性の政治活動、社会活動への積極的・主体的な参加、あるいは人権を基本的に否定されてきた被抑圧民族の人びとをはじめとする、いわゆるマイノリティー（少数派）の人びとの地域・国・グローバル社会の各レベルでの政治主体化などが、現代における市民社会 の再構築・形成にとって重要になっている」⁽²⁰⁾

ここで問題としていることは、議会制民主主義の機能不全を打開する方策として、いわゆる市民参加を強化するという次元のことではない。重要なことは、政治権力が政府に集中され、政治の基本アクターが職業政治家と行政官僚に限定されている、別言すれば、「公共圏」が国家あるいは政府に解消され、国民の大多数が 私的領域 に没入している、ホモ・エコノミクス化しているという、近代政治システムの基本的あり方そのものの問題性を問うということである。

ある。

そこで、近代政治システムの理論的基礎を築いたロックの『市民政府二論』を見てみよう。ロックの議論の特質の一つは、所有権の根拠として労働を位置づけ、私有財産の自由を基礎づけたことである。このことはホブスには見られなかった点であり、恣意的な課税権を行使する絶対王政を打倒し、ブルジョアジーを主導勢力とする近代社会、近代国民国家の発展を実現していくうえで決定的な意義を有したのである。こうして私有財産権を確立したロックは、それにふまえて、「政治社会の発生」と「政治社会と政府の目的」を社会契約論として展開する。ロックは社会契約 - 政府形成の目的について、「人々が国家として結合し、政府のもとに服する大きなまた主たる目的は、その所有の維持にある」⁽²¹⁾と端的に述べる。ここでいう「所有」とは、「生命自由および資産」を総括的に指すものであるが、全体の行論から見て、私有財産の保持に最大のポイントが置かれていることは明白である。「政府の目的」をこのように規定した後、ロックは、「国家の形態」、「立法権の範囲」、「国家の立法、執行および連合の権力」について論じ、市民革命を通じて形成される近代国民国家における政治制度の基本骨格を明らかにしていくのである。

筆者が環境政治学の構築という観点から注目したいのは、次の二点である。第一は、所有 - 私有財産の維持のために政府を形成するという点である。第二は、その私有財産論における人間と自然の関係のとらえ方である。第一の点は、先に指摘した市民革命後の公共圏の解体 - 政治の職業的政治家への委任と人々のホモ・エコノミクス化の思想的・理論的基礎が、まさしくここに存するという意味で注目する必要があると考えるからである。ロックは、たしかに終章の「政府の解体について」で抵抗権あるいは革命権について論じ、政府が人々の委託に反した場合、人々が既存の政府を廃止し、新たな政府を形成する権利を有することを理論化している。その意味では、あくまでも国民が政治の主権者であることが貫かれているわけである。しかし、抵抗権の行使が必要とされる事態は、いわば例外的事態に属するといっていいていいであろう。通常は、政治権力の行使を「国民の代表」としての職業的政治家に委託して、人々は経済活動に専念するのである。

そこで問題となるのが、その経済活動の中味である。ロックは、まず、自然と人間の関係について、「神と人間の理性とは、地を征服することを人間に命ずる。すなわちそれを生活に役立つように改良し、そこに彼自身のものであった何ものかを、すなわち労働を、つぎ込むことを命ずる」⁽²²⁾という。まさしく、自然は人間による征服の対象と位置づけられているのである。つぎに、ロックは、労働による所有の限度について述べている。すなわち、「腐らないうちに利用して、生活の役に立て得るだけのものについては、誰でも自分の労働によってそれに所有権を確立することができる」⁽²³⁾と。たしかに、この限度内であれば、「世界には昔から豊富な天

然資源があり、これを消費する人は少なく、そうして一人の人の努力ではこの資源のどんなに僅かの部分だけしか手に入れることができないことか。……所有権について争いのおこる余地はほとんどあり得ないであろう⁽²⁴⁾といえなくもない。しかし、貨幣の登場はロックの所有権論の前提を覆す。ロックは、貨幣の登場について、貨幣が発明され、それに価値を認める人間の暗黙の同意があるので、(合意によって)この法則以上の大きな財産と、それに対する権利とが生じてしまい、そのために土地の不足を来している⁽²⁵⁾と述べている。ロックの時代は、ヨーロッパ諸国が新大陸やアジア、アフリカを未開の土地として進出していく時代であった。その意味で、ロックがここで言及している「土地の不足」は解決可能な問題であり、資源の有限性は認識の埒外にあったのである。

以上のように、ロックの政治学は、自然を人間による征服の対象、無尽蔵の資源の宝庫と見る自然観のうえに立って、人間労働を基礎とする所有権の確立とその保障を核心テーマとしているのである。

近現代の政治学はこのロックの政治学の枠組みを基本的に継承している。したがって、第一に、自然と人間の関係は解決済みの問題とされていて、対象化されえない。環境問題に取り組むには政治(学)の枠組みそのものを再考する必要がある所以である。第二に、所有権が政治の課題と政治主体の大前提となっている。したがって、所有権に基礎を置かない主体は政治主体として認知されえない。このことは環境問題を考える場合に、大きな問題となる。たとえば、最近大きな問題となった諫早湾の干拓問題を考えると、諫早湾の漁業権など、所有権に関わる)直接の利害関係を有していなければ、自然保護にどれほどの関心と知識をもつ個人、集団(NGO等)であろうとも、干拓問題に発言する政治的権利が保証されないのである。第三に、所有権を保証するものとしての主権国家が政治の最も基本的で核心的な制度として位置づけられ、地球環境問題に取り組むうえでの絶対的な障害として主権国家の壁の問題が出てくるのである。

ここで述べた問題のうち、第一の点は本稿の第3節で提起した問題に関わるものである。第二の点が本節で提起してきた市民社会、NGOの位置づけの問題に関わるものである。いわば、所有権者の政治の枠組みから市民の政治の枠組みへの転換が迫られているのだといえよう。この点に関して、本稿では、基本視点の提起のみにとどまらざるをえなかったが、筆者は現代における「公共圏」の問題について、「非権力志向連帯社会」の形成という問題を提起している。とりあえずは、その論稿を参照してもらいたい⁽²⁶⁾。第三の点は、環境政治学を構築するうえでの第三の課題として国際関係論の枠組みの再考という課題を提起する。これが続稿のテーマとなる。

- 1 金子熊夫 『地球概念』の誕生とその発展過程」(岩波講座『地球環境学』10『持続可能なシステム』1998年所収), pp.22 - 23
- 2 三橋規宏 『環境経済入門』日本経済新聞社 1998年, pp.124 - 139
- 3 賀来健輔・丸山仁 『環境政治への視点』信山社 1997年, p.14
- 4 石田雄 『日本の社会科学』東京大学出版会 1984年
- 5 石田雄 『環境問題と政治学』『国際研究論集』6巻2号, 1983年 八千代国際大学
- 6 同上 pp.13 - 14
- 7 同上 p.21
- 8 同上 p.22
- 9 賀来前掲書 p.14
- 10 高橋進 『環境問題をめぐる西欧の『新しい政治』』(『東京大学公開講座 環境』東京大学出版会 1991年所収) pp.171 - 197
- 11 石田前掲論文 pp.26 - 30
- 12 Andrew Dobson **Green Political Thought** Harper Collins Academic 1990, **Green Readers** Andre Deutsch 1991 pp.4 - 9
- 13 石田前掲論文 p.23
- 14 同上 p.24
- 15 第1版の翻訳は, 信夫隆司訳 『地球環境政治』国際書院 1993年, 第2版の翻訳は細田衛士監訳 『入門地球環境政治』有斐閣 1998年
- 16 細田監訳 『入門地球環境政治』 pp.61 - 71, pp.206 - 211
- 17 ユルゲン・ハーバースマス (細谷貞雄・山田正行訳) 『公共性の構造転換』(第2版)未来社 1994年
- 18 高屋定國・松尾真 『グローバル時代の政治』ミネルヴァ書房 1997年
- 19 同上 p.207
- 20 同上 pp.209 - 210
- 21 ロック (鶴飼信成訳) 『市民政府論』岩波文庫 p.128
- 22 同上 p.37
- 23 同上 p.36
- 24 同上 p.36
- 25 同上 p.42
- 26 松尾真 『権力志向 連帯社会への移行 - その構想と現実』『社会・経済システム』第14号 社会・経済システム学会 1995年